省　令

○法務省令第四十一号

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）第一条の施行に伴い、外国人ノ遺産ノ保存処分ニ関スル手続を廃止する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十三日

法務大臣　滝　　実

外国人ノ遺産ノ保存処分ニ関スル手続を廃止する省令

外国人ノ遺産ノ保存処分ニ関スル手続（明治三十二年司法省令第四十号）は、廃止する。

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。